

会 費 等 取 扱 要 綱

会費、賛助金、寄付金、助成金の取扱を次のとおりとする。

1 会 費

この会議の目的に賛同して、入会した正会員は次の会費を納めるものとする。

(1) 個 人	年 額		3,000 円
(2) 団 体	年 額		6,000 円
(3) 市 町 村	年 額	20 万人以上の市	15,000 円
		20 万人未満の市	10,000 円
		1.5 万人以上の町村	7,000 円
		1.5 万人未満の町村	5,000 円

2 賛 助 金

この会議の趣旨に賛同し、事業を援助する個人及び団体・企業から賛助金を受けるものとする。

- (1) 個 人 10,000 円以上
- (2) 団体・企業 10,000 円以上

3 寄付金、助成金については、その額を問わずこれを受けるものとする。

4 納 入 方 法

会費、賛助金、寄付金、助成金の納入は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 直接納付
- (2) 振替納付
- (3) 口座振込

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。